

仕 様 書 A G p

名 称	那覇港と鹿児島港との間を定期就航する旅客船への乗船のための乗船券及び航送券
作成年月日	令和5年3月7日
作成部隊	第15旅団司令部 第4部

1 適用範囲

本仕様書は、第15旅団等が計画する教育訓練等の移動に伴い、那覇港と鹿児島港の間を定期就航する旅客船への乗船について適用する。

2 用語の定義

(1) 教育訓練等

第15旅団等が計画・実施するすべての事業をいう。

(2) 乗船券

令和5年4月1日（土）から那覇港と鹿児島港との間に定期就航する旅客船への旅客（自動車航送時の操縦手を除く）の乗船のために使用できる券をいう。

(3) 航送券

令和5年4月1日（土）から那覇港と鹿児島港との間に定期就航する旅客船への自動車航送（操縦手1名含む）のために使用できる券をいう。

3 乗船券及び航送券（以下、「乗船券等」という。）の予定数量 別紙の通り

4 乗船券等の条件

(1) 乗船券等は、マリックスライン株式会社が発行するもの又は、それと同等品以上のものとする。

(2) 乗船時の予約及び乗船券等の受払は、官側と船舶会社との間で直接実施できるものとする。

(3) 乗船券等の使用は、発行した船舶会社での使用を原則とするものの、状況に応じて、他社での使用も可能であるものとする。

この際、他社での使用にあたっては、事前に官側と業者側において調整するものとする。

5 その他

本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

作成責任者

第15旅団司令部第4部 輸送班長
1等陸尉 田 中 祐 史

乗 船 券 等 の 予 定 数 量

区分	種類	区間	予定数量
旅客	2等（50枚綴り）	那覇港との鹿児島港間	1
自動車 航送	4 m以上5 m未満（乗用）	那覇港から鹿児島港	1
	4 m以上5 m未満（乗用）	鹿児島港から那覇港	1
	4 m以上5 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	4 m以上5 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1
	5 m以上6 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	5 m以上6 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1
	6 m以上7 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	6 m以上7 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1
	7 m以上8 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	7 m以上8 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1
	8 m以上9 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	8 m以上9 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1
	9 m以上10 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	9 m以上10 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1
	10 m以上11 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	10 m以上11 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1
	11 m以上12 m未満（貨物）	那覇港から鹿児島港	1
	11 m以上12 m未満（貨物）	鹿児島港から那覇港	1